

当地に在留・滞在している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年5月20日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 5/20

● 5月19日、イスラエル首相府及び保健省はこれまでの行動制限を含む感染防止措置の追加緩和を発表しました。同緩和措置のうち、邦人の皆様の生活に大きく影響する主な内容を以下のとおりお知らせします。

● 今後の感染状況の推移により、措置の変更が行われることが考えられます。現在実施されている措置の詳細の確認とともに、イスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

(追加緩和措置の主な内容：イスラエル首相府及び保健省発表)

1 熱波に伴う、生徒のマスク着用義務の一時免除

5月19日から5月22日まで、予想される極端な熱波に備え、学校に滞在している生徒、及びオープンスペース又は空調が機能しない建物にいる生徒には、集会中を除き、マスク着用義務が免除される。

2 レストラン、ホテル等の営業再開（5月27日より再開）

(1) レストラン、バー、クラブ

- ・占有率は、客100名までの場合100%、100名以上の場合最大85%
- ・テーブル間の距離を1.5m保つ
- ・可能な限り事前に席を予約する
- ・来客への体温測定を実施
- ・「Purple standard」（消毒、洗浄等）の規則に従う

(2) 遊泳プール

- ・水中では、一人当たり6平米
- ・プール外のエリアでは、一人当たり10平米
- ・政府による活動制限規則の修正承認が条件

(3) ホテル（食堂とプールを含む）

- ・レストランとプールのガイドラインに従う

(4) サークル活動、青少年運動、非公式教育

- ・ 幼稚園・学校教室でのサークル活動は1人当たり5平米
- ・ 公共空間でのサークル活動は1人当たり2平米
- ・ スタジオでは1人当たり7平米

3 活動制限に関する緊急時における規則（修正）（6月3日まで有効）

（1）ビーチでの滞在禁止を撤回。ビーチでの滞在は、入浴者間の物理的な距離を含む「Purple Standard」の規則に従うことで可能となる。

（2）博物館の運営禁止を撤回。ただし、子供が触れる可能性のある子供向け設備や展示物の操作を除く。1人当たり15平米の入場を含む、公共空間での活動に関する「Purple Standard」の規則に従って運営される。

（緩和措置掲載 URL）

保健省発表

<https://t.me/s/MOHreport>

首相府プレスリリース

<https://www.gov.il/en/departments/news/?skip=0&limit=10>

【参考情報】

（イスラエル保健省）

英語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

<https://t.me/s/MOHreport>

（新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供）

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>